

平成28年3月吉日

会員各位

埼玉県社会保険労務士会大宮支部  
支 部 長 鈴木 正剛  
事業部長 荒川 大輔

## 一般社団法人大宮地区労働基準協会提出の 社労士相談員リスト記載者募集の案内

拝啓 初夏の候、会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より、支部運営につきましてご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、一般社団法人大宮地区労働基準協会より協会会員からの労働相談対応の依頼がありました。そこで、対応策として、大宮支部労働相談社労士リストを作成したいと考えています。相談員リストへの記載を希望される方は下記相談員資格要件を確認の上、応募をお願い致します。

敬具

### 記

- (1) 一般社団法人大宮地区労働基準協会相談員資格要件
    - 1 一般社団法人労働基準協会（埼玉県内）の会員であること
    - 2 埼玉県社会保険労務士会大宮支部の支部運営に協力的な会員であること
    - 3 開業登録後3年以上の会員であること
    - 4 社会保険労務士業務（特に労働問題）に精通している会員であること
    - 5 社会保険労務士法第1条の2に規定する「社会保険労務士の職責」を行うことができる会員であること
    - 6 社会保険労務士賠償責任保険に加入していること
  - (2) 応募は、FAXにて大宮支部事務局へ送信下さい。（平成28年3月31日必着）
- 以上

大宮支部事務所 行

FAX 048-856-9565

一般社団法人大宮地区労働基準協会社労士相談員リストへの記載を希望します。

平成28年 月 日

事務所名

会員氏名

事務所電話番号：

F A X：

基準協会会員番号

※基準協会会員番号について、大宮地区会員は記入なしで結構です！

（今回の連絡以外には使用しません。）